

しがの認知症バリアフリーづくり知事表彰実施要領

1 目的

この要領は、認知症の人とその家族等が希望と尊厳をもって、地域社会で安心して暮らし、参画することができる共生社会の実現を目指し、認知症の人が感じる日常生活や社会生活等を営む上で障壁となるものを解消する取組のうち、認知症の人とその家族等にやさしい地域社会づくりの推進に貢献する優れた取組を行った者を知事が表彰するにあたり、必要な事項を定める。

2 表彰の対象

表彰の対象は、県内において、地域団体および企業・事業者等が行う、認知症の人とその家族等にやさしい地域社会づくりの推進に関する取組のうち、3年以上継続して実施しており、他の模範となる特に優れた取組であると認められるものとする。

3 表彰の対象外

- (1) この表彰の対象となる活動について、既に知事の表彰を受けたことのある者。
- (2) 刑罰を受けたことがあり、その後相当の期間が経過していない者等、住民感情にそぐわない者。

4 対象部門

対象となる部門は次のとおりとする。

なお、いずれの部門においても、認知症の人やその家族等が取組に参画していることが望ましい。

(1) 地域コミュニティ・団体部門

地域のコミュニティや団体が行う、認知症の理解促進に寄与する啓発活動、認知症の人やその家族等への支援活動、環境整備およびネットワーク形成など、本表彰の目的に照らし特に功績があると認められるまたは期待される取組。

(2) 企業・事業者・組織部門

企業・事業者・組織（前項を除く）が行う、認知症の理解促進に寄与する啓発活動、認知症の人やその家族等への支援活動、環境整備およびネットワーク形成、また、認知症の人とその家族等にとって利用しやすい製品およびサービスの開発・普及など、本表彰の目的に照らし特に功績があると認められるまたは期待される取組。

5 応募手続等

自薦または他薦とし、別に定める「しがの認知症バリアフリー地域づくり知事表彰募集要項」による。

6 選考手続等

県が設置する「しがの認知症バリアフリー地域づくり知事表彰審査会」において行う。

7 審査基準および表彰者数

審査基準および表彰者数は、別添 1 のとおりとする。

8 表彰の方法

被表彰者または団体の代表者に表彰状を授与するものとする。

9 表彰の時期

表彰は原則として年 1 回行うものとし、その期日は別に定める。

10 表彰結果の公表

認知症の人とその家族等にやさしい地域社会づくりの推進に関する優れた取組の水平展開を図るため、滋賀県ホームページ等を通じて受賞者の取組を紹介する。

11 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

付則

この要領は、令和 7 年 7 月 28 日から施行する。

付則

この要領は、令和 8 年 9 月 7 日から施行する。

別添 1 審査基準および表彰者数

部門	審査基準	審査基準の内容	表彰者数
地域コミュニティ・団体部門	①実効性	取組が、家庭、地域、職場など、認知症の人とその家族等が安心して生活できる環境づくりとなっているか、また、地域共生社会の実現への実効性について評価する。	原則として、1名
	②独自性・先進性	独自性のある取組か、他に先駆けた取組かどうかについて評価する。	
	③持続性	一時的な取組でなく、今後も持続可能な体制や仕組みをもっているかを評価する。	
	④汎用性・波及性	他の地域等に今後広く普及する可能性があるかを評価する。	
	⑤連携・協働	様々な地域の主体と連携し、多くの人々の参画を得ながらの取組であるか等について評価する。	
	⑥本人等の声の反映	取組に当たり、認知症の人とその家族等の意見がどの程度入れられているかを評価する。	
企業、事業所、組織部門	①実効性	取組や商品・サービス等が、家庭、地域、職場など、認知症の人とその家族等が安心して生活できる環境づくりとなっているか、また、地域共生社会への実現の実効性について評価する。	原則として、1名
	②独自性・先進性	取組や商品・サービスが、他にない新しいものであるか、運用に創意工夫がみられるか、また実績について評価する。	
	③企業・事業所内外の取組状況	一部の部署だけでなく、企業・事業所全体として、さらには地域住民等との協働による取組であるかを評価する。	

	④持続性	一時的なものではなく、持続性・将来性があるかについて評価する。	
	⑤汎用性・波及性	取組や商品・サービスが、今後幅広く普及する可能性があるかについて評価する。	
	⑥本人等の声の反映	取組や商品・サービス等の実施に当たり、認知症の人とその家族等の意見がどの程度入れられているかを評価する。	